

称名寺所蔵『聖天 五』紙背文書について

永井晋

一 はじめに

称名寺から新寄託を受けた資料群の中に、『聖天 五』（四三三函）と記された包紙にくるまれた一括の聖教群がある。¹⁾平成二三年度の東京大学史料編纂所共同研究では、この聖教群の中から紙背文書のある聖教を撮影し、未翻刻の古文書について調査を行った。

年代の確定できる紙背文書には、極楽寺金堂上棟を伝える六号文書（一三三二年）、興正菩薩叡尊の三十三廻忌（一三三二年）を来る八月二十五日と記した順忍書状（二五号文書）、称名寺仁王門金剛力士像造立（一三三三年）にあたって仏師を推薦した順忍書状（四号文書）、嘉暦四年（一三二九）の付年号が追記である関白二条道平の意を受けた中御門経季の書状案（三号文書）がある。

また、極楽寺三世長老順忍の没年嘉暦元年（一三二六）や金沢貞頭の長子で仁和寺真乘院院主の顕助権僧正の没年元徳二年（一三三〇）を年代の下限とする書状もある。極楽寺三世長老順忍の書状は青墨で記した称名寺長老銀阿宛のものが多く、一三二〇年代を下限とした鎌倉時代末期の文書群と推定してよいものである。

紙背文書を持つ聖教の奥書は、「歓喜天口伝（写真二一・二二）」の「建武元年十二月十五日、於称名寺書写了、良祐」、「大聖歓喜王曼荼羅観（写

真六〇）」の「建武元年霜月中旬於称寺（称名寺）書写了、良祐」、「歓喜天口伝 成典（写真一〇二）」の「于時建武三年丙子八月一日、於武州六浦庄称名寺綱維坊書写了、金剛末資瀬允」であり、建武年間に称名寺で書写された聖教群であること、瀬允本に良祐本の混じることがわかる。²⁾この一括聖教は、「大聖歓喜天六重秘印三重逆印」をはじめとした聖教に「什尊」・「什」の手沢がみえることから、称名寺五世長老什尊（瀬允より改名）の所持本として伝来したものである。

本聖教群の包紙には、『聖天 五』と「五」の文字が付されていることから、一括聖教の一部が伝存したものであろう。包紙には経年劣化の変色が見られるが、内側の聖教は初な状態で保存状態が良好であること、一括で組まれた状態が崩されていないことなど、什尊が所持した段階の姿をとどめていると考えられる。

聖教の分量は、別表の通りである。料紙は、折本にした状態で縦一六センチ・横一三センチ幅で使用するように裁断されている。書状の料紙を上下に切断して横長の二紙に分割し、それぞれの料紙は天地を均一に切りそろえているが、左右は折り幅の成り行きで切りそろえているため、裁断された幅は少ない。現存する左右の幅と書状の文字の配列から小ぶりの料紙にびっしり文字を書き込んだ書状とは考えがたく、檀紙・引合や大ぶりの杉原といった料紙が聖教書写の料紙に撰ばれていると推

定できる。

この包紙に残る紙背文書は、上半分のみ残るものが多い。包紙に『聖天五』と記すように、什尊が聖天について整理した聖教群の一部で、失われたものの中に、本紙背文書群の下段に相当する書状断簡が使用された可能性は極めて高い。

二 書状の解説

『聖天五』の包紙と料紙紙背に残る書状は、書止・断簡を含めて全四三通である。写真撮影は、短冊状の断簡が続く部分でない限り、一紙ごとに番号札をつけて行った。翻刻では、翻刻の際に積文に振った史料番号と、撮影の際に料紙に振った写真番号を併用して記載する。料紙が上下に分断されているため、接続すると判断できるものは写真番号を(某+某)で表記した。

(一) 順忍書状ほか発給者の明らかな書状

この紙背文書群に登場する人物をまず整理してみよう。最も頻出するのが、書状の差出人として多くみえる極楽寺長老順忍と、順忍書状の最終的な受取人となる称名寺長老老鋳阿である。この二人が軸となるので、この書状群は極楽寺長老順忍から送られた書状の反古紙を鋳阿が廃棄せずに保存し、同時期に手元に集まった書状と共に弟子の熙允(後の什尊)・良祐に譲ったと考えられる。熙允本・良祐本の書写年代が鎌倉幕府滅亡後の建武年間であることを考えても、金沢家の滅亡によって寺院経営の厳しくなった称名寺の中で、鋳阿が弟子の修学のために反故を提供していたと考えられる。その範囲は、鋳阿の法流に属する人々に限定されるので、称名寺三世長老湛睿とその弟子達のように、異なる法流に属する人々には渡されていない。

まず、本資料群の中核となる順忍から鋳阿への書状を分析してみよう。順忍書状に青墨が用いられたことは、福島金治氏が指摘している。⁽³⁾ 本紙背文書群でも、称名寺長老老鋳阿に宛てた順忍書状には青墨が用いられている。

四号文書は、極楽寺長老順忍が称名寺長老老鋳阿から称名寺造営で建立する仁王門に納める金剛力士像造立を依頼する仏師の推薦を頼まれていたことを伝えるもので、順忍は東山太子堂と葉室浄住寺に書状で相談した結果、院綱を推薦すると伝える。称名寺の金剛力士像は、元亨三年四月に造立され、院派仏師の院興が大仏師をつとめたと記録されている。⁽⁴⁾ 順忍が鋳阿に伝える際に同音の「興」と「綱」を誤って記したと推測すれば、本書状は称名寺仁王門の金剛力士像造立の経緯を伝える書状となる。造立の前年である元亨二年以前とみてよいであろう。称名寺が仁王門に納める金剛力士像造立の仏師を選ぶにあたって、称名寺長老老鋳阿が極楽寺長老順忍に仏師の推薦を求めたことは今まで知られていない。院興は称名寺の清涼寺式釈迦如来立像(一三〇八年造立)の小仏師として名前がみえるので、従来はそのつながりから選ばれたと説明されてきたが、実際は東山太子堂長老と葉室浄住寺長老に意見を求めた上で順忍が推薦した人物に、鋳阿が造立を依頼したことになる。

六号文書は、極楽寺金堂上棟を伝える。極楽寺の炎上は徳治元年ないし二年と推定される金沢貞顕書状をはじめ数通の文書・書状にみえ、金沢貞顕の養母谷殿の庵室も延焼したと伝える。⁽⁵⁾ また、金沢貞顕が連署を勤めた時期に、極楽寺は元に対して貿易船を派遣している。⁽⁶⁾ 極楽寺は正和四年七月九日に十三重塔の供養を行っている⁽⁷⁾ので、この記録は廻禄後の造営が行われた時期を判断する目安となる。金堂上棟は、「鎌倉年代記裏書」元亨元年四月二十一日条に「極楽寺金堂上棟」、同七月十日条に「供養」とみえる。六号文書は一三二一年と確定できる。本紙背文書

群の中で最も年代のさかのぼる書状の一通であり、極楽寺造営が称名寺造営と同時期に進んでいたことを示唆している。

七号文書は、元徳二年に亡くなった金沢貞顕の長子で仁和寺真乘院院主の顕助権僧正が門弟の大納言法印を派遣して依頼した案件に対する回答である。故水本僧正は醍醐寺の報恩院僧正憲淳と推定できるので、顕助の門弟は憲淳の甥で静のつく僧となる。顕助は門弟より上位の僧官位にあると思われるので、東寺長者などの要職を勤めた時期のものとみてよいだろう。

八号文書は、「醍醐三」と読めるので、醍醐三本院流の伝授に関する書状と思われるが、詳細は不明。極楽寺も称名寺も三本院僧正勝賢の法流を継承しているので、その関係と思われる⁸⁾。

九号文書は、新茶の話題が出されている。鎌倉・南北朝時代の称名寺は、五番茶まで摘採したと書状に記されている。鎌倉時代は旧暦二月・三月が新茶の時期とされ、萌芽期の筍状の新芽を摘んでいたと論証されている⁹⁾。この書状は、新茶が出回り始めた時期の贈答儀礼と面会を求めた書状であろう。極楽寺長老順忍と称名寺長老釵阿の日常的なやりとりとみてよいものである。

二五号文書は、興正菩薩叡尊の三十三廻忌を記した書状である。興正菩薩叡尊の三十三廻忌を来る八月二十五日と記すので、元亨二年七月以前の書状となる。西大寺は三十三廻忌供養を本山末寺をあげての盛大な法要にしようとしていたので、順忍が鎌倉における律宗西大寺流の筆頭格である極楽寺の長老として、寺内の意見をまとめた上で、東国の律院に手配しようとしている意図がうかがえる。本書状は良祐本紙背文書なので、瀬允本とは異なった性格を持つ可能性がある。

嘉暦元年八月十日に順忍が亡くなった後、極楽寺長老に就任した俊海の書状が二通みられる。一二号文書は順忍とは異筆であるが、大ぶりで

達筆な書状なので、釵阿に充てた律院の高僧と考えられる。横画を力強く引くのは俊海書状の筆跡の特徴なので、一二号文書にみられる愚身は俊海その人を指すとみてよいだろう。

俊海書状に名前のある賢如房は、泉州久米田寺の僧頼照の書状に、極楽寺造営料唐船派遣のために博多に赴く円琳房と共に上洛したと記されている¹¹⁾。『金沢文庫古文書』では、湛睿稿本『大乘起信論文義拾遺』と思われる聖教断簡の紙背文書に名前が記載されていること、賢如上人と記されたものもあることから、湛睿と書物を貸借する鎌倉の文化圏で活動する人物で、極楽寺に常住する役僧として寺務を勤めながら、地方の律院の長老を兼ねた人物と推定できる¹²⁾。この二通は良祐本の紙背文書なので、他の書状群とは人脈が異なる可能性がある。

一七号の定祐が了意房に送った書状は、切封墨引以後が現存する本文の欠けた書状断簡となっている。本文がないので、他の資料から定祐を考えていくと次のようになる。『金沢文庫古文書』の世界には、釵阿が書写した聖教の奥書に名前をとどめる真言密教の僧定祐と、称名寺の僧として活動した律僧の定祐がいる。律僧の定祐は、称名寺領下総国結城郡茂呂郷の引き渡しから沙汰についてのやりとりを山河氏と行っている。茂呂郷は結城氏の一族山河暁尊から称名寺に元亨元年に寄進された所領なので、新たに代官に任命された定祐は、寺領経営のためにさまざまな折衝を行っていたと推測してよいものである¹³⁾。律僧の定祐は、寺領代官をつとめた称名寺の中堅層に属する僧とみてよい。

三二号文書の差出人理覚は、正慶元年開版の称名寺本『華嚴経随疏演義鈔』に「庸醫法橋理覚」の肩書で、開版の経緯を記した奥書がある。理覚書状(写真一二五)は四折の一紙物で、四隅を裁切りした状態で現存している。書状本紙に続く裏紙の紙背が聞書として使われ、包紙に一括して包まれたことで今日に伝わったものである。他の理覚書状をみる

と、理覚は杉谷の人物から往診を頼まれたり、薬の代金の請求を行ったりと医僧として活動がみえる。鎌倉時代末期から南北朝時代に、鎌倉に在住した医僧とみてよい。¹⁴ 釧阿やその周辺の人物に病人がいるのであろう。三二号は、内容の明らかでない書状断簡であるが、薬や進物といった何らかのやりとりをしている書状と判断してよい。

二三号の金沢貞顕書状は、称名寺長老釧阿に対して葉茶を送り、白で磨ることを求めた書状と思われる。一裏づつでも磨った物を送ってほしいと粉茶にすることを依頼している。仏教儀礼では、中国で道教の影響を受けた密教系の修法や天台大師・弘法大師の御影供の仏供として練り固めて器に盛るために粉末化する。飲用の茶も、粉末にした茶を煮込んだ煎じ茶も、鎌倉時代には京都・鎌倉で流行していた抹茶も、葉茶を粉末にする。江戸時代の煎茶が成立する前なので、粉末化の工程が幅広く行われていたことは要注意である。この書状は三月の差出であるから、新茶である。横画を力強く引き、右肩上がりになる筆跡は、金沢家の被官である光高書状が近く、鎌倉の赤橋亭から称名寺方丈に居る釧阿に送った『宝寿抄』紙背文書群に代表される金沢貞顕自筆書状とは筆跡が異なっているので、釧阿に対して「方丈御報」と受取を記す人物は金沢貞顕しかない¹⁵ので、貞顕が世代交代をした右筆に書かせた釧阿宛ての書状と推定したい。

二七号文書は、金沢貞顕の右筆書状で、称名寺長老釧阿宛に対し、小点心（喫茶を含んだ中食）を用意したいと伝えたものと推定される。「方丈進之候」と宛所を記している。筆跡は二三号文書と同じである。出家を遂げた晩年の貞顕自筆ではないので、次に家長となる金沢貞将を支える右筆が成長してきた時期の右筆書状であろう。

本紙背文書群の中で、写してはあがる重要な内容を持つものが、三号文書の中御門経季書状である。「嘉暦四」の付年号があり、原本は本

紙背文書群を形成する書状群と同じ時期に属する。関白二条道平の意を受けた権左少弁中御門経季が執権赤橋守時に送った書状で、下総国一宮香取社が中世利根川の下流部に設けた葛飾郡猿ヶ俣関（東京都葛飾区西水元）に関する最も年代のさかのぼる史料であると同時に、香取社が鎌倉時代から利根川に河関を設けていたことを示す資料として重要である¹⁶。猿ヶ俣関は、鎌倉・金沢を本拠地とする金沢家と下総国に展開する金沢家領とを結ぶ交通の動脈中世利根川に設けられた河関なので、家政運営の上で必要な情報として書き留めた可能性が高い。

(2) 氏名未詳書状

次に、差出の明らかでない氏名未詳書状をみていく。『鎌倉遺文』などの資料集では「某書状」と表記されることが多いが、「氏名未詳書状」の表記は神奈川県立金沢文庫編『金沢文庫古文書』全十七巻・索引・付録以来使用している史料名称であり、重要文化財『金沢文庫文書』の個別文書の指定名称でもある。重要文化財『金沢文庫文書』と一群をなす重要文化財『称名寺聖教』紙背文書の一通として、氏名未詳書状の表現は踏襲したい。

五号文書には、平内兵衛という人物が記されている。横をしつかりとした筆で書き、極楽寺長老順忍と称名寺長老釧阿がやりとりした書状が中心の一群という性格を考えれば、調整役として仲介に入った金沢家が赤橋家の被官とみるべきであろう。この書状には「先度」と記されているので、何度かやりとりしている書状のひとつである。北条氏の被官や「称名寺役者交名」にみられる諸役を務める役僧がやりとりの相手であろう。

二二号文書は、寺納分減免に関することを話題とした書状である。「納寺」の対象が称名寺、「御詞」を加えるのが金沢家の当主金沢貞顕と仮

定すれば、金沢家の被官から称名寺の知事に送られた書状となる。一三二〇年代は、氣候寒冷化による霖雨が始まっており、正中の変にはじまると元弘・建武の内乱の動乱期にも入っている。称名寺に納入する寺用分の削減を求めた金沢家政所の被官の書状と読むことが可能である。

二九号文書の氏名未詳書状は、称名寺から莫大な進物が届いたと謝辞を述べている。充所は「称名寺方丈待者」などが予想され、「称名寺」の文字を省略していないことから金沢貞顕が銀阿とやりとりした私信でないこと、極楽寺長老の順忍書状・俊海書状とも筆跡が異なることから、氏名未詳書状としておく。影字には、「西大寺」で始まる書状の書出しがくつきりと読め、文中の文字の重ならないところでは「八貫目」と読める。再利用のための打紙の工程で興正菩薩叡尊三十三廻忌の準備に関する書状と向かい合わせになったのであろう。称名寺は伝法灌頂を行って附法をしていく側なので、金沢家にゆかりの人々や金沢家領に建立された律院、称名寺で伝法灌頂を受けた鎌倉近郊の律院の僧侶から寄進を集めて西大寺に送ったことが推測される。¹⁸⁾

三〇号文書の氏名未詳書状は、「召功」についてふれている。下半分のない書状なので類推しながら意味を取るしかないが、西大寺が興正菩薩叡尊三十三廻忌を盛大に行うために、有力な律院に「召功」を割り振り、それぞれの寺院が下位の寺院に「召功」を割り振って法要の費用を集めようとしたと推測すれば、この書状は称名寺から「召功」を割り振られた寺院が小分ではあるが応じること、つながりのある律院には「召功」の件が伝わっていないので報せてはどうかと伝えている。公家社会の成功のような整備された献金とその報償としての官位授与の制度はつくられていなくても、西大寺流の律院として流祖叡尊の遠忌供養に名を連ねることは、寺院の名譽なのであろう。三〇号・三一号の氏名未詳書状は、極楽寺・称名寺を通じて興正菩薩叡尊三十三廻忌に関与すること

になった地方寺院の住持ないし役僧の書状とみてよいであろう。

この紙背文書群には、仮名書状が数通含まれている。仮名書状には、女性が認めた散らし書きの仮名書状と、男性が女性に送るために漢文調の文章を仮名書きにした仮名書状があるが、本紙背文書群のうち二八号の氏名未詳書状は漢文調の文体であり、男性から女性に送られた仮名書状、ないしは情報伝達を明確に意識した女性が充所と推測される。この書状群は、仮名書状の筆跡が細い上に、書状の上に聖教が書かれている。十分な判読ができていない状態ではないので、多くは翻刻を省略した。用件のわかる書状は一通もなかったが、女性から銀阿に送られた書状の反古が紙背文書群の一部を形成することは確認しておきたい。

三 おわりに

本紙背文書群は、いくつかのテーマを持っている。主に、十四世紀初頭の極楽寺廻縁による修造事業、興正菩薩叡尊の三十三廻遠忌法要、極楽寺長老順忍・俊海と称名寺長老銀阿との交流である。

極楽寺の炎上は、金沢貞顕の養母谷殿の宿所も延焼したことから、金沢家に関連する話題となっている。一三二〇年代を中心に順忍・俊海といった極楽寺長老から称名寺長老に送られた書状群が中核にあることが特徴である。この時期の『金沢文庫古文書』は、鎌倉に居る金沢貞顕と六波羅探題として在京する金沢貞将の書状が中心なので、鎌倉の中でやりとりされている書状は得宗家の祈禱を引き受けた祈禱巻数や法要・寺領の経営といった称名寺の運営に関する文書が多い。聖教の奥書から建武年間よりくだらないことは明確であり、内容から一三三〇年を下限とした鎌倉末の極楽寺と称名寺との関係を伝える紙背文書群として価値を持つ物と考える。

表一 調査対象史料法量一覧

聖教名	法量	形態	撮影リスト整理番号
聖天 五 (包紙)	31.5×49.0	1紙	433-0001
聖天表白	16.3×13.2	折本/2紙	433-0002
大聖歡喜天秘次第 (什尊本)	15.9×13.0	折本/8紙	433-0007
歡喜天口伝 (良祐本)	16.3×13.0	折本/3紙	433-0004
歡喜天舌打密法 (什尊本)	16.3×13.0	折本/3紙	433-0005
聖天壇様 (什尊本)	15.4×13.0	折本/12紙	433-0006
大歡喜天秘次第 (什尊本)	16.0×13.0	折本/6紙	433-0003
聖天乞夢法 (什尊本)	16.0×13.0	折本/2紙	433-0008
大聖歡喜天六重秘印三十逆印 (什尊本)	16.0×13.0	折本/3紙	433-0009
大聖歡喜王曼荼羅觀 (良祐本)	15.9×13.0	折本/4紙	433-0010
歡喜天口伝 成典 (熙允本)	15.9×11.8	折本/14紙	433-0013
大聖歡喜天兩宝陀羅尼	16.4×13.1	折本/5紙	433-0012
或次第裏書	16.4×13.0	折本/4紙	433-0015

*写真番号二三～二五・六一～六三が良祐本の紙背文書になる。

他の資料との接続により、鎌倉時代末期の鎌倉の社会がより具体的に
なれば幸甚である。

〔註〕

- (1) 重要文化財『称名寺聖教目録(三)』二九七―二九九頁に今回調査した聖教の書誌情報が掲載されている。
- (2) 良祐は、元応元年(『称名寺授与灌頂記』・元応二年・元徳二年に称名寺長老鋳阿から灌頂を受けているので(『金沢文庫古文書』六五九一・六六〇号、以下金文と略す)、鋳阿の法流に属する弟子とわかる。良祐本には「聖天最極秘印」(金文一六一号紙背聖教)や「浴油法」(三三六函)など聖天関係の写本が多く残る。熙允と同様に鋳阿から書状の反故もらえた高弟とみなしてよいだろう。良祐の没年は明らかでないが、没後に什尊のもとに寄せられた可能性を考えてもよいのであろう。
- (3) 『金沢文庫文書』・『称名寺聖教』紙背文書に青墨がみえることは、神奈川県立金沢文庫特別展図録『鎌倉への海の道』(福島金治担当 一九九二年)で明らかにされている。
- (4) 横浜市教育委員会編『称名寺木造金剛力士立像修理記録報告書』(同一九七一年)。清涼寺式釈迦如来立像の銘文は金文六九三六号に翻刻。
- (5) 金沢貞顕書状(金文一一二五九号)。関東下知状案(『鎌倉遺文』二三四六五号)。
- (6) 拙稿「金沢文庫古文書に見る唐船派遣資料」(『金沢文庫研究』三二四号 二〇一〇年)。
- (7) 『鎌倉年代記裏書』正和四年条・「極楽寺十三重塔供養日記」(金文五二八三号)。「極楽寺僧堂上棟引物注文」(金文五二八四号)。「極楽寺十三重塔及講堂上棟番匠禄物注文」(金文五二八二号)。
- (8) 称名寺における密教の伝授は、榑田良洪『真言密教成立過程の研究』(三喜房仏書林 一九六四年)や阿部泰郎・福島金治・山崎誠『守覚法親王と仁和御流の文献学的研究 金沢文庫藏御流聖教』(勉誠出版 二〇〇〇年)、『真言宗全書 第三九卷 血脈類集記・野沢血脈集』(続真言宗全書刊行会 一九七七年)。コンパクトにまとめたものは、神奈川県立金沢文庫企画展図録『鎌倉の密教』(同 二〇一二年 永井晋担当)がある。
- (9) 沢村信一「金沢文庫古文書にみる鎌倉時代の新茶摘採時期及び方法の

考察「茶の湯文化学」二〇号 二〇一三年)

(10) 俊海書状(金文一四二九号・整理一〇三二号)。俊海書状(金文一四三二号・整理一〇三二号)は横画が弧を描く筆跡となっているので、筆跡が異なっている。一二号文書も右筆書の俊海書状と右筆の自筆書状の両方の可能性が考えられるが、受取が釧阿の可能性が高く、同格の立場でやりとりされている書状と判断できることから、俊海書状と判断しておく。

(11) 頼照書状(金文二二一四号)。「金沢文庫古文書」の中に存在する久米田寺関係文書が、称名寺三世長老湛睿関係のものであることは、拙稿「平姓安東氏の研究―安東蓮聖像の再検討を中心に―」(『北条時宗の時代』八木書店 二〇〇八年)でふれている。

(12) 賢如房は、「湛睿稿本」の紙背文書であった「順覚書状」(金文一四五九号)の「賢如上人、為御使者自今日被上洛候」や湛睿の「四分律行事抄」を抄出のため借用したが、そのままにしていると記す湛睿書状(金文一八四八号)から、鎌倉かその周辺の寺院で活動している律院の中では地位の高い僧侶で、極楽寺に常駐しながら地方の律院の長老を兼務した人物の可能性が高い。

(13) 金文一六六四号の定祐書状は、「聖天間書」紙背文書として収録されている。同名の聖教には「聖天間書 源大徳円寛抄私記之 不可他見」(八函六号)があるが、法量が一・五×二・三・〇センチ、装丁が綴葉装と異なる本である。この定祐書状は称名寺領の下総国結城郡茂呂郷について触れるので、「下総国西毛呂郷田畠在家坪付注文」(金文五三〇七号)に署判をした定祐と同一人物である。定祐書状にみえる「江中入道」は、金沢家・称名寺と取引した商人中江入道の書き誤りであろう。山河暁尊から称名寺への茂呂郷寄進は、「鎌倉將軍家寄進状案」(金文五三〇九号)・「山河暁尊寄進状案」(金文五三一〇号)から明らかになる。了意房も称名寺の造営で沙汰を行っているので、称名寺の住僧と考えられる。「金沢文庫古文書 索引篇」は、釧阿が聖教を書写した真言密教の僧「故定祐僧都」(識語篇九六号)と本史料紹介に登場する律僧の定祐を同一項目で収録しているので、分割する必要がある。

(14) 金文二二三二号・二三三三・二三三三・二三三四号。

(15) 金文五〇四号(大阪青山短期大学文学歴史博物館所蔵)は、「目所勞雖得少減候、猶不能染筆候」と、金沢貞将宛の書状を右筆書にした理由を説明する。この書状も、六波羅探題金沢貞将宛書状のような丸みのある文字ではないので、盛久をはじめとした金沢貞将の側近集団となった右筆の手になるものと推定したい。光高書状は、金文七八六号(整理八八四号)。金沢貞顕書状の様式の変遷は、拙稿「金沢貞顕書状の編年的研究」(『金沢文庫研究』三三一号 二〇一三年)がある。

(16) 遠藤忠「古利根川の中世水路関」(『八潮市史研究』四号 一九八二年)。古典的な研究であるが、中世利根川の川関を整理した基本論文である。

(17) 青野靖之「古記録にみるサクラの開花データに基づく春季気温の復元」(財団法人福武学術文化振興財団研究助成 歴史学・平成一六年度研究成果報告書 二〇〇六年)では、一七八〇年から一三四〇年にいたるウォルフ極小期の影響を受けて、十四世紀前中期は寒冷期気候の底のひとつを形成したことがグラフ化されている。

(18) 称名寺が鎌倉を中心とした真言密教の展開の中で果たした役割を伝えるのは、『金沢文庫古文書 仏事篇』(神奈川県立金沢文庫 一九五六年)に翻刻された印信・血脈や重要文化財「称名寺聖教」の中の血脈類である。最もよく使われる史料に、「称名寺授与灌頂記」(金文五八八八号)がある。

【史料翻刻】

字が同じ面で重なって判読困難な仮名書状は翻刻を省略した。

一 包紙(写真一)

「聖天」^五

二 氏名未詳書状(包紙紙背・写真二)

其後不啓案之内畢、恐
無（以下書かず）

三 中御門經季書狀案（写真一三＋写真四六）

（下総国一宮）
香取社申、当社燈油料所

（下総国葛飾郡）
猿俣関米事、供僧等申

（付年号）
狀副具如此、子細見狀候歟、可令

（二条道平）
尋沙汰給由、関白殿可申旨候

也、恐々謹言、

（嘉曆四）

四月十日 権左少弁經季

（赤橋守時）
謹上 相摸守殿

四 順忍書狀（写真一四＋写真四七）

此大仏師法印々綱（興）、京

都大子堂并葉室（淨住寺）兩

寺長老より給狀候、（称名寺）貴寺

二王等御事等可被

召仕之事候者、此仁に

可被仰付候、子細定

令申候歟、恐々謹言、

十月十七日 順忍（花押）

（鏡阿）
称名寺方丈

五 氏名未詳書狀（写真一五）

先度令□

平内兵衛□

可然之様□

連々来□

令申候、目□

由歎申候、□

候之様御申□

謹言、

九月□

六 順忍書狀（写真一六＋写真四九）

（極楽寺）
当寺金堂上棟料

三衣一領（加薄）、銀釵

一腰、鶯眼拾貫文

給候了、凡如是送

預物、未自何方見

及候、併勘古候に唐

七 順忍書狀（写真一七＋写真五〇）

（顯助）
真乘院御門弟大納言

法印（善）、聊被参

申旨候、委細之趣

被尋聞食、能様

御計候者、悦存候、

故水本僧正（惠淳）甥等

被望候之間、難見放

八 順忍書状(写真一八)

醍醐三□
御房被□
対面候、□
候之様、□
悦存候、□
二月□
称名□

九 順忍書状(写真一九)

新茶□
領候了、□
日向御□
心地候之□
条歎申□
事、期面□
三月□

一〇 順忍書状(写真二〇)

恐々謹言、
四月□
『切封墨引』
称名寺□□

一一 俊海書状(写真二三)

如是召□
引出物□
取候者、□
可相計□
期面拜□
正月□

一二 俊海書状(写真二四)

賢如房□
間、愚身_(後海)□
長円房□
承候了、□
候、被座□
可脱□

一三—1 氏名未詳書状(写真二五)

修造承□
延引候者、□
申候、音□
御帰住_(標葉寺)□

一三—2 氏名未詳書状(写真二五)

明□
□□

一四 氏名未詳書状(写真二七)
〔弘法大師空海御影并〕

遂供養□
今日為□

一五 順忍書状(写真二八)

道明寺□
御左遷□

候之間、致□

申童給□

修造計□

一六 書状封紙(写真三四)

『切封墨引』
〔了意〕
れうゐの御房の□』

一七 定祐書状裏紙(写真三五+写真三六)

了意御房

『切封墨引』

了意御房 定祐』

一八 氏名未詳書状(写真三七+写真三八)

きこしめされ候へく候、

あなかしく、

『切封墨引』
〔了意〕
れうゐの御房の□』

一九 唯恵書状裏紙(写真三九)

『寺方丈御報 唯恵』

二〇 順忍書状(写真四八)

□申候木造

□尉事、今一房

□□申候者、悦入候、

□也、歎申候之間、如此

□安等を不入見参

□併入に御耳

□旨可為御利益候、恐々

□廿一日 順忍(花押)

二一 順忍書状(写真五一)

□ (二行分残画あり)

□方入見参□

□令申給候者、□

□恐々謹言、

□月十七日 順忍(花押)

□寺方丈

二二 氏名未詳書状(写真五四)

可令減納候、寺□

公平專一候、□

様被加御詞候□

志候、国々御□□

蒙仰候者、恐□

候、急速預御計□

千万期參□□

五月十□

知事御房□

〔切封墨引〕

知事□

□

二三 金沢貞顕書状(写真五五)

返給候了、□

一裹給候、□

恐惶謹言、

三月□

方丈(銀阿)御報

二四 氏名未詳書状(写真六一)

入見參候□

之旨令申□

二五 順忍書状(写真六二)

来八月廿五□

興正菩薩三十□

西大寺本末□

勤行御仏□

御仏事時者、□

在生之間、開□

為被贈料物□

任其例、今度□

贈料物於□

老僧評定□

於今者、衆□□

門徒着一衣□

二六 氏名未詳書状(写真六三)

称名寺□

〔切封墨引〕

称名寺方丈(銀阿)

二七 金沢貞顕書状(写真九二)

明日廿一日大□

小点心之用□

候者、可有□

六月□

方丈進之□

二八 氏名未詳書状(写真一〇二)

めうかむのけさまいり候て、

□ なから□ □ 事、おほせられ候つる、こよりに□ □ □ □ の

□ て候、大方よりもおほせ候、いか、し候へ□

□ □

□のおつほ^(局)ねへ

二九 氏名未詳書状(写真一二二)

如是莫大□

加様広□

知所謝□

面前候、□

六月□

称名寺□

(影字)

書状で、「西大寺」・「八貫目」など判読可能な単語あり。

三〇 氏名未詳書状(写真一二三)

如仙房之□ □

当寺に此左□

召功事、聊□

細被尋聞□

御方へも可□

彼寺律家□

不可被思□

僧可被申候、□

七月□

『(切封墨引)

称名寺□

』

三一 氏名未詳書状(写真一二三)

御堂供□

違例御□

存知仕之□

条歎存□

殊御事□

間、不申□

可参承□

三二 理覚書状(写真一二五)

まいらせられ候へく候、恐々

謹言、

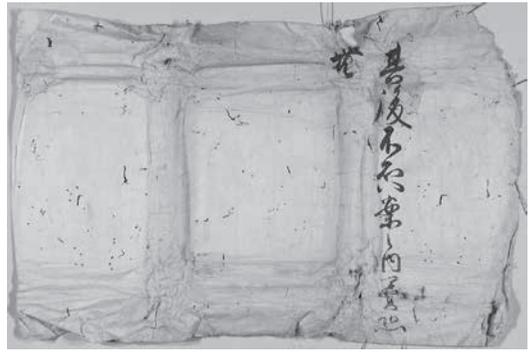
卯月十二日 理覚(花押)

『(切封墨引)

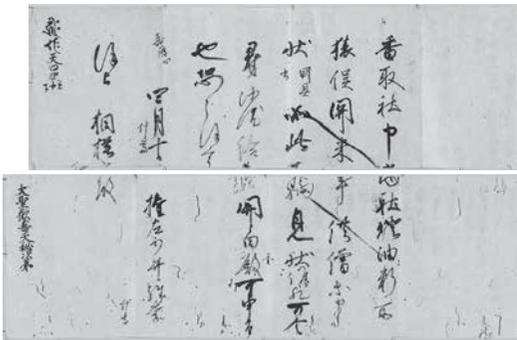
理覚』



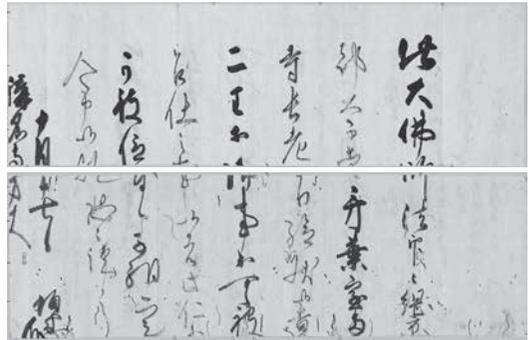
翻刻1 写真1



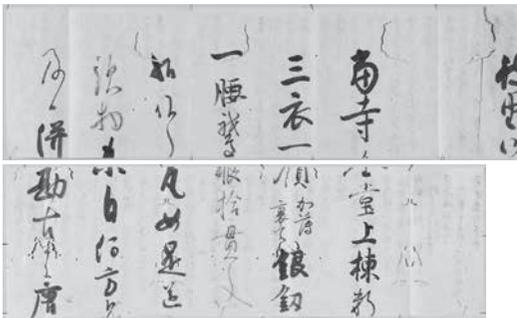
翻刻2 写真2



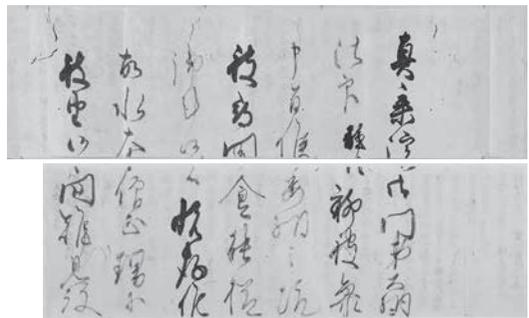
翻刻3 上：写真13 下：写真46



翻刻4 上：写真14 下：写真47



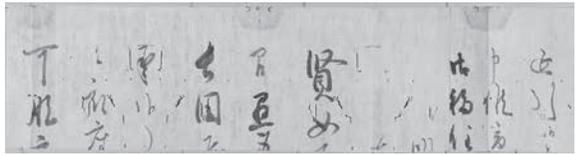
翻刻6 上：写真16 下：写真49



翻刻7 上：写真17 下：写真50



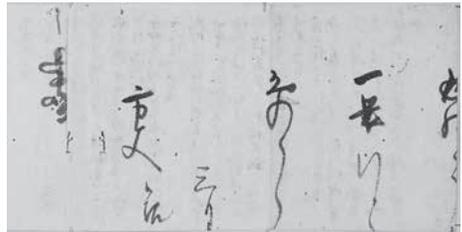
翻刻9 写真19



翻刻12 写真24



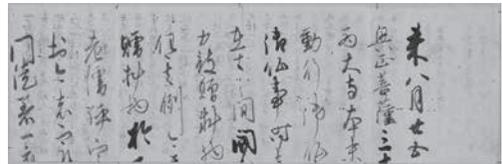
翻刻22 写真54



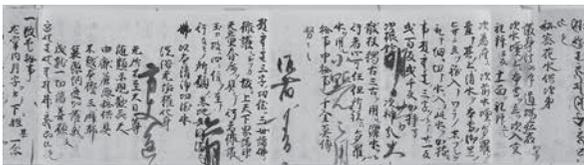
翻刻23 写真55



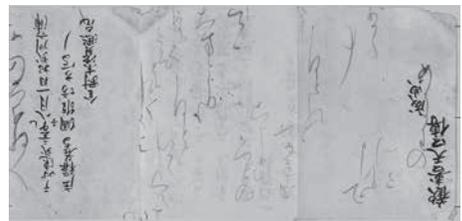
良祐本奥書 写真60



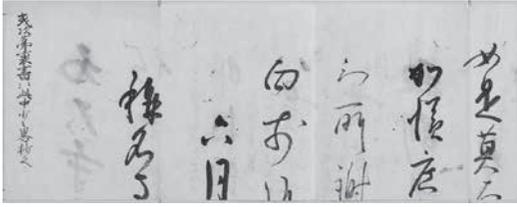
翻刻25 写真62



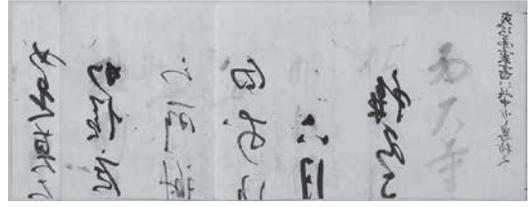
翻刻27 写真92



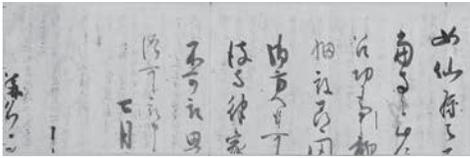
翻刻28 写真101



翻刻29 写真121



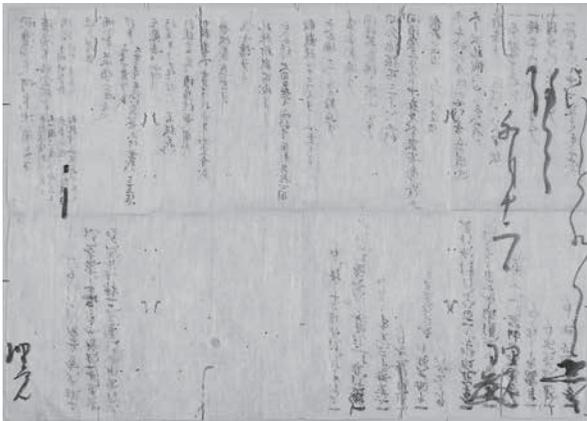
(翻刻29) 写真121反転



翻刻30 写真122



翻刻31 写真123



翻刻32 写真125